

教員

幼稚園及び学校における働き方改革実施計画の策定

教員の働き方改革を推進するため、平成30年度中に働き方改革実施計画を策定する。

幼稚園及び学校における働き方改革の目的

○教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育の質の維持向上を図る。

本実施計画の位置付け

○目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

学校・幼稚園における働き方改革の目標

【当面の目標】

週当たりの在校・園時間が60時間を超える教員をゼロにする。

【取組の方針】

平日1日当たりの在校・園時間11時間以内

週休日の連続した業務への従事の禁止

○文京区立幼稚園及び小・中学校における共通の目標とするとともに、本実施計画の取組を通じ、週当たりの在校・園時間が60時間を超えている教員のみならず、教員の長時間労働を改善



働き方改革に向けた今後の取組み

在校・園時間の適切な把握と意識改革の推進

- ・ 在校・園時間の把握と活用
- ・ 働き方改革の教員研修
- ・ 学校閉庁日等

教員業務の見直しと業務改善の推進

- ・ 統合型校務支援システム等 ICT 化の推進
- ・ 調査等の縮減
- ・ 留守番電話サービス

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進策定

学校・園を支える人員体制の確保

- ・ 学校経営支援の配置
- ・ スクール・サポート・スタッフの配置
- ・ 英語専科教員の配置
- ・ 専門スタッフの配置
- ・ 相談体制の見直し

部活動の負担を軽減

- ・ 部活動ガイドライン
- ・ 部活動指導員及び部活動補助員の配置
- ・ 部活動指導員研修

ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

「ワーク・ライフ・バランス推進委員会」を設置し、以下の取組を中心に、ワーク・ライフ・バランスの着実な実施に取り組んでいる。

ノー残業デーの実施

- ・ 毎週水曜日、金曜日に実施

月1日以上有給休暇の取得

- ・ 管理職は、毎月末に職員の年次有給休暇取得状況を確認し、1日以上有給休暇を取得できなかった職員については、翌月等で取得するよう促す（全職員が年間12日の取得を目標とする。）。

時差勤務制度の活用促進

- ・ 8時半前の業務、17時15分以降の業務があらかじめ分かっている場合は、時差勤務制度を積極的に活用する。

業務に対する不断の見直し

- ・ 窓口対応時間の短縮や会議時間の短縮に向けた取組や、各所属における不断の事務見直しにより効率的な事務運営を目指す。
- ・ 時間外勤務を前提とした仕事の進め方は改め、勤務時間内で仕事を終えるスケジュール管理を行う。

超過勤務の適切な執行管理の徹底

- ・ 超過勤務の適切な執行管理を徹底するため、超過勤務を行う職員は、「超過勤務予定・実績報告書」により、事前に係長に超過勤務を行う業務内容及び予定時間を申し出る手続を徹底する。

PDCAサイクルの実践

- ・ 四半期ごとに各部庶務担当係長（ワーク・ライフ・バランス推進員）が上記取組の進行管理を行い、各部庶務担当課長（検討部会委員）に報告する。検討部会委員は報告に基づき適宜指導・助言を行うとともに、その内容を踏まえ、検討部会で今後の取組について検討を行い、ワーク・ライフ・バランス推進委員会に報告する。



新たな働き方に向けた取組

意識改革の取組

- ・ 働き方の見直しに関する全庁的な取組等を紹介する「新たな働き方ニュース」の発行
- ・ 管理職を対象とした研修

ボトムアップによる取組

- ・ 今の働き方や仕事のやり方を見直し、働くことに対する意識と行動を変える役割を担う「見直しリーダー（Change Leader）」を各課に設置

事務効率化の取組

- ・ 共有データの整理
- ・ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の実証実験

（参考）
区職員